

社団法人 山形県建築士事務所協会
建築士事務所登録簿閲覧規程

(趣旨)

第1条 この規程は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の9第1号に掲げる書類（以下「建築士事務所登録簿」という。）の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の場所)

第2条 建築士事務所登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）を次のとおり設置する。

山形市松波四丁目1番15号 山形県自治会館3階 社団法人山形県建築士事務所協会内

(閲覧日及び閲覧時間)

第3条 閲覧日は、別に定める事務規程第3条第2項に定める休日以外の日とする。

2 閲覧時間は、午前9時30分から午後4時までとする。

(閲覧の請求)

第4条 建築士事務所登録簿の閲覧の請求は、閲覧しようとする者（以下「閲覧者」という。）から所定の建築士事務所登録簿等閲覧申請書を提出させる。

(遵守事項)

第5条 閲覧者は、建築士事務所登録簿を閲覧所の外に持ち出してはならない。また、建築士事務所登録簿に破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。

2 閲覧者は静謐を保ち、この規程及び係員の指示に従わなければならない。

3 係員は、閲覧者がこの規程に違反し、又は係員の指示に従わない場合は、閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

附 則

この規程は、平成23年 7月 1日から施行する